

天理市告示第 76 号

令和 3 年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月天理市条例第 8 号）第 15 条第 3 項、第 15 条の 6 の 5 第 3 項及び第 15 条の 11 第 3 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 7.7

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について、26,400 円

(3) 世帯別平等割額

1 世帯について、20,000 円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 3.3

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について、9,000 円

(3) 世帯別平等割額

1 世帯について、8,400 円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 3.1

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について、17,500 円